

# 一般廃棄物最終処分場及び 管理型最終処分場の排水基準

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)  
最終改正:平成29年6月12日号外環境省令第14号

(1)保有水等(浸出水)に係る放流水の水質(別表第一)

項目	基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びエチルパラオトフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。)	1mg/L以下
六価クロム化合物	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
ほう素及びその化合物	50mg/L以下(海域以外)
	230mg/L以下(海域)
ふっ素及びその化合物	15mg/L以下(海域以外に適用)
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 <sup>mg/L</sup> 以下(海域以外)
水素イオン濃度(水素指数)	5.8以上8.6以下(海域)
	5.0以上9.0以下(海域)
生物化学的酸素要求量	60mg/L以下
化学的酸素要求量	90mg/L以下
浮遊物質	60mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5mg/L以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)	30mg/L以下
フェノール類含有量	5mg/L以下
銅含有量	3mg/L以下
亜鉛含有量	2mg/L以下
溶解性鉄含有量	10mg/L以下
溶解性マンガン含有量	10mg/L以下
クロム含有量	2mg/L以下
大腸菌群数	日間平均 3,000個/cm <sup>3</sup> 以下
窒素含有量	120mg/L以下 (日間平均) 60mg/L以下
燐含有量	16mg/L以下 (日間平均) 8mg/L以下

備考:1「検出されないこと」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

2「日間平均」による排水基準値は、一日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

3 海域及び湖沼に排出される放流水については生物化学的酸素要求量を除き、それ以外の公共用水域に排出される放流水については化学的酸素要求量を除く。

4 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

5 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

※1:1リットルにつき、当分の間、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

(2)汚染の有無の指標(管理型最終処分場)

項目	基準
電気伝導率	- mS/m
塩化物イオン	- mg/L

備考:・埋立て処分開始後、電気伝導率又は塩化物イオンについて一月に回以上測定し、かつ記録すること。

・測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異常が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ記録すること。

# 安定型最終処分場の浸透水基準・ 周縁地下水基準(安定型・管理型)

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

(1) 地下水等検査項目(浸透水及び周縁地下水)(別表第二)

最終改正:平成29年6月12日号外環境省令第14号

項目	基準
アルキル水銀	検出されないこと。
総水銀	0.0005mg/L 以下
ガドミウム	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下

備考:・「検出されないこと。」とは、第3条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検査した場合において、その結果が当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

・埋立処分開始後、地下水等検査項目について一年に1回以上測定し、かつ、記録すること。

(2) 浸透水の水質検査(安定型最終処分場)

項目	基準
生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/L 以下
化学的酸素要求量(COD)	40mg/L 以下

備考:・浸透水の水質検査については、BOD又はCODについて一月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

・埋立処分が終了した埋立地においては、三月に1回以上測定し、かつ、記録すること。

・上記の基準に適合しない場合は、速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分の中止その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

# 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令

昭和48年2月17日総理府令第5号 最終改正：平成29年6月9日号外環境省令第11号

## 処分方法(埋立処分)

検定方法	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令		
	昭和48年2月17日 環境庁告示第13号(イ)：埋立処分(海面埋立処分を除く。)		
	昭和48年2月17日 環境庁告示第13号(ロ)：海面埋立処分		
項目	汚泥	燃え殻・ばいじん 処理したもの	鉱さい
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
2 水銀又はその化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
3 ガミウム又はその化合物	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下	0.09mg/L以下
4 鉛又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
5 有機燐化合物	1mg/L以下	—	—
6 六価クロム化合物	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下	1.5mg/L以下
7 砒素又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
8 シアン化合物	1mg/L以下	—	—
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下	—	—
10 トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	—	—
12 ジクロロメタン	0.2mg/L以下	—	—
13 四塩化炭素	0.02mg/L以下	—	—
14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	—	—
15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	—	—
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	—	—
17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	—	—
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	—	—
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	—	—
20 チウラム	0.06mg/L以下	—	—
21 シマジン	0.03mg/L以下	—	—
22 チオベンカルブ	0.2mg/L以下	—	—
23 ベンゼン	0.1mg/L以下	—	—
24 セレン又はその化合物	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下	0.3mg/L以下
25 1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下 ※ばいじんのみ	—
26 ダイオキシン類	3ng-TEQ/g以下	3ng-TEQ/g以下	—

## 処分方法(海洋投入処分)

検定方法	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令		
	環境庁告示第13号第一の一	環境庁告示第13号(ハ)	環境庁告示第13号第一の二
	動植物性残さ・汚泥 (令別表第三の二の一の項)	建設工事汚泥・汚泥 (令別表第三の二の二の項)	家畜糞尿・廃酸・廃アルカリ (令別表第三の二の一の項)
項目	別表第二	別表第三	別表第四
1 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
2 水銀又はその化合物	0.025mg/kg以下	0.005mg/L以下	0.025mg/L以下
3 ガミウム又はその化合物	0.03mg/kg以下	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
4 鉛又はその化合物	1mg/kg以下	0.01mg/L以下	1mg/L以下
5 有機燐化合物	1mg/kg以下	検出されないこと	1mg/L以下
6 六価クロム化合物	0.5mg/kg以下	0.05mg/L以下	0.5mg/L以下
7 砒素又はその化合物	0.15mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.15mg/L以下
8 シアン化合物	1mg/kg以下	検出されないこと	1mg/L以下
9 ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/kg以下	検出されないこと	0.003mg/L以下
10 トリクロロエチレン	0.1mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
12 ジクロロメタン	0.2mg/kg以下	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
13 四塩化炭素	0.02mg/kg以下	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/kg以下	0.004mg/L以下	0.04mg/L以下
15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/kg以下	0.1mg/L以下	1mg/L以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/kg以下	0.04mg/L以下	0.4mg/L以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/kg以下	1mg/L以下	3mg/L以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/kg以下	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/kg以下	0.002mg/L以下	0.02mg/L以下
20 チウラム	0.06mg/kg以下	0.006mg/L以下	0.06mg/L以下
21 シマジン	0.03mg/kg以下	0.003mg/L以下	0.03mg/L以下
22 チオベンカルブ	0.2mg/kg以下	0.02mg/L以下	0.2mg/L以下
23 ベンゼン	0.1mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
24 セレン又はその化合物	0.1mg/kg以下	0.01mg/L以下	0.1mg/L以下
25 有機塩素化合物	4mg/kg以下	1mg/L以下	4mg/L以下
26 銅又はその化合物	10mg/kg以下	0.14mg/L以下	10mg/L以下
27 亜鉛又はその化合物	20mg/kg以下	0.8mg/L以下	20mg/L以下
28 弗化物	15mg/kg以下	3mg/L以下	15mg/L以下
29 ベリリウム又はその化合物	2.5mg/kg以下	0.25mg/L以下	2.5mg/L以下
30 クロム又はその化合物	2mg/kg以下	0.2mg/L以下	2mg/L以下
31 ニッケル又はその化合物	1.2mg/kg以下	0.12mg/L以下	1.2mg/L以下
32 バナジウム又はその化合物	1.5mg/kg以下	0.15mg/L以下	1.5mg/L以下
33 フェノール類	20mg/kg以下	0.2mg/L以下	20mg/L以下
34 1,4-ジオキサン	0.5mg/kg以下	0.05mg/L以下	0.5mg/L以下
35 ダイオキシン類	—	—	—

# 水底土砂に係る判定基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする  
金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年2月17日総理府令第6号)

最終改正：平成29年6月12日号外環境省令第15号

処分方法		海洋汚染防止法施行令第五条第一項に規定する埋立場所等への排出
検定方法		海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法
		昭和48年2月17日環境庁告示第14号(イ)：無機性の汚泥又は無機性の水底土砂
		昭和48年2月17日環境庁告示第14号(ロ)：イに掲げる廃棄物以外の水底土砂等
項目		無機性の汚泥又は無機性の水底土砂
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
2	水銀又はその化合物	0.005mg/L 以下
3	カドミウム又はその化合物	0.1mg/L 以下
4	鉛又はその化合物	0.1mg/L 以下
5	有機りん化合物	1mg/L 以下
6	六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
7	ヒ素又はその化合物	0.1mg/L 以下
8	シアン化合物	1mg/L 以下
9	ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
10	銅又はその化合物	3mg/L 以下
11	亜鉛又はその化合物	2mg/L 以下
12	ふっ化物	15mg/L 以下
13	トリクロロエチレン	0.3mg/L 以下
14	テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
15	ベリリウム又はその化合物	2.5mg/L 以下
16	クロム又はその化合物	2mg/L 以下
17	ニッケル又はその化合物	1.2mg/L 以下
18	バナジウム又はその化合物	1.5mg/L 以下
19	有機塩素化合物	40mg/kg 以下
20	ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
21	四塩化炭素	0.02mg/L 以下
22	1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
23	1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
24	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
25	1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
26	1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
27	1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
28	チウラム	0.06mg/L 以下
29	シマジン	0.03mg/L 以下
30	チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
31	ベンゼン	0.1mg/L 以下
32	セレン又はその化合物	0.1mg/L 以下
33	1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
34	ダイオキシン類	10pg-TEQ/L 以下

備考：1. この表に掲げる基準は、第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。  
2. 「検出されないこと。」とは、第4条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

# 特別管理産業廃棄物の判定基準 (廃棄物処理法施行規則第1条の2)

項目	燃え殻・ばいじん・鉱さい			廃油（廃溶剤に限る）			汚泥・廃酸・廃アルカリ		
	燃え殻・ばいじん・鉱さい (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)	汚泥 (mg/L)	廃酸・廃アルカリ (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ） (mg/L)	処理物（廃酸・廃アルカリ以外） (mg/L)
アルキル水銀	ND (検出されないこと)	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
水銀	0.005	0.05	0.005	-	-	0.005	0.05	0.05	0.005
カドミウム	0.09	0.3	0.09	-	-	0.09	0.3	0.3	0.09
鉛	0.3	1	0.3	-	-	0.3	1	1	0.3
有機燐	-	-	-	-	-	1	1	1	1
六価クロム	1.5	5	1.5	-	-	1.5	5	5	1.5
砒素	0.3	1	0.3	-	-	0.3	1	1	0.3
シアン	-	-	-	-	-	1	1	1	1
PCB	-	-	-	(廃油：0.5mg/kg)		0.003	0.03	0.03	0.003
トリクロロエチレン	-	-	-	1	0.1	0.1	1	1	0.1
テトラクロロエチレン	-	-	-	1	0.1	0.1	1	1	0.1
ジクロロメタン	-	-	-	2	0.2	0.2	2	2	0.2
四塩化炭素	-	-	-	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	-	-	-	0.4	0.04	0.04	0.4	0.4	0.04
1,1-ジクロロエチレン	-	-	-	10	1	1	10	10	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	-	-	4	0.4	0.4	4	4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	-	-	-	30	3	3	30	30	3
1,1,2-トリクロロエタン	-	-	-	0.6	0.06	0.06	0.6	0.6	0.06
1,3-ジクロロプロペン	-	-	-	0.2	0.02	0.02	0.2	0.2	0.02
チウラム	-	-	-	-	-	0.06	0.6	0.6	0.06
シマジン	-	-	-	-	-	0.03	0.3	0.3	0.03
チオベンカルブ	-	-	-	-	-	0.2	2	2	0.2
ベンゼン	-	-	-	1	0.1	0.1	1	1	0.1
セレン又はその化合物	0.3	1	0.3	-	-	0.3	1	1	0.3
1,4-ジオキサン	0.5 <sup>1)</sup>	5 <sup>1)</sup>	0.5 <sup>1)</sup>	5	0.5	0.5	5	5	0.5
ダイオキシン類 (単位は TEQ 換算)	3 ng/g <sup>2)</sup>	100 pg/L <sup>2)</sup>	3 ng/g <sup>2)</sup>	-	-	3 ng/g	100 pg/L	100 pg/L	3 ng/g
根拠法令	判定基準省令	廃排法施行規則	判定基準省令	廃排法施行規則	判定基準省令	判定基準省令	廃排法施行規則	廃排法施行規則	判定基準省令
	別表第1・第5	別表第1	別表第6	別表第1	別表第6	別表第5	別表第1	別表第1	別表第6

備考 1) ばいじん及びその処理物に適用する。

2) 鉱さい及びその処理物は除外する。

※測定方法は次による。

H4.7.3厚生省告示第192号「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」

# 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物) 水銀を含む特別管理産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)

最終改正:平成30年2月22日号外環境省令第2号

## 水銀含有ばいじん等(産業廃棄物)

媒廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さい	水銀を15mg/kgを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸又は廃アルカリ	水銀を15mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/L以上含有するもの

## 水銀を含む特別管理産業廃棄物

廃棄物の種類	水銀含有ばいじん等の対象	水銀回収義務の対象
鉱さい、ばいじん又は汚泥	特定施設から排出されるもので、水銀の溶出量が0.005mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/kg以上含有するもの
廃酸又は廃アルカリ	特定施設から排出されるもので、水銀の含有量が0.05mg/Lを超えて含有するもの	水銀を1,000mg/L以上含有するもの